

農薬の総使用回数に注意しましょう

平成15年3月の農薬取締法の改正により、農薬を使用する場合には、ラベルに記載されている①適用作物の範囲、②使用量、③希釈倍数、④使用時期、⑤総使用回数を遵守することが義務付けられています。

この度、総使用回数についてさらに明確化を図るため、同法の一部が改正され、平成16年6月21日に公布されました（施行は平成17年6月21日の予定）。改正内容は以下のとおりです。

農薬の総使用回数を守るべき積算期間が明確化されました。

「は種から収穫まで」であった期間が「は種又は植付けのための準備作業から収穫まで」に変更になり、土壌消毒や種子消毒等の準備作業期間も含まれることとなります。

有効成分ごとの総使用回数の遵守が義務付けられました。

今まではそれぞれの農薬の総使用回数を遵守する旨の規定でしたが、同一の有効成分を含む農薬が多用される危険を避けるため、有効成分ごとに総使用回数を遵守しなければなりません。

例えば違う商品名の農薬であっても、有効成分が同じであれば、合計で使用回数を超えてはなりません。

農薬を使用する際は、ラベル等をよく確認するとともに使用状況を記帳し、適正な使用を心がけましょう。

農薬のポジティブリスト化について

現在211農薬、約130農産物について残留農薬基準値が定められています。世界では約千種類の農薬が使用されていることから、流通する全ての農薬について食品に残留してよい基準量を設定すること（ポジティブリスト化）が国において新たに検討されています。

平成18年を目標に行われ、リスト化後は、基準を超えた残留または基準を設定されていない農薬の残留が発見された場合、その食品の流通は禁止されることとなります。

そのため、ほ場で農薬を使用する場合は、より一層注意が必要になります。

御注意ください！

ニワトリを飼っている方へ

野鳥侵入防止対策として
防鳥ネットなどを張りましょう！

高病原性鳥インフルエンザは、今年7月にも東南アジアで発生しています。京都での再発を防止するために、今から対策を講じましょう。

日本への感染経路は、渡り鳥を介してアジアの発生国からウイルスが運ばれ、野鳥のフンが感染源となり、スズメやネズミなどの小動物により鶏舎に持ち込まれたものと考えられています。

そこで、ニワトリと野鳥や小動物が接触しないようにするために、放し飼いはせずに鶏小屋に入れ、スズメなどの野鳥やネズミなどが入らないように防鳥ネットや金網を張り、さらにハエ・ゴキブリなどの衛生害虫駆除も定期的に行ってください。また、給水用の水は、水道水や消毒したものを与えるようにしてください。

